

令和4年（2022年）

第1回可児市議会定例会議案

令和4年2月25日

目 次

議案第1号	令和4年度可児市一般会計予算について	1
議案第2号	令和4年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について	1
議案第3号	令和4年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について	2
議案第4号	令和4年度可児市介護保険特別会計予算について	2
議案第5号	令和4年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について	3
議案第6号	令和4年度可児市農業集落排水事業特別会計予算について	3
議案第7号	令和4年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別 会計予算について	4
議案第8号	令和4年度可児市土田財産区特別会計予算について	4
議案第9号	令和4年度可児市北姫財産区特別会計予算について	5
議案第10号	令和4年度可児市平牧財産区特別会計予算について	5
議案第11号	令和4年度可児市二野財産区特別会計予算について	6
議案第12号	令和4年度可児市大森財産区特別会計予算について	6
議案第13号	令和4年度可児市水道事業会計予算について	7
議案第14号	令和4年度可児市下水道事業会計予算について	7
議案第15号	令和3年度可児市一般会計補正予算（第8号）について	8
議案第16号	令和3年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に ついて	8
議案第17号	令和3年度可児市可児駅東土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 2号）について	9
議案第18号	令和3年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別 会計補正予算（第2号）について	9
議案第19号	令和3年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）について	10
議案第20号	可児市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定につ いて	11
議案第21号	可児市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	16
議案第22号	可児市議会議員及び可児市長の選挙における選挙運動の公費負担に 関する条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第23号	可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	21
議案第24号	可児市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	22
議案第25号	可児市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	23
議案第26号	可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	26
議案第27号	可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	28
議案第28号	可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	31

議案第29号	可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案第30号	可児市会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	35
議案第31号	可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	39
議案第32号	可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	54
議案第33号	町名地番変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	61
議案第34号	可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	63
議案第35号	可児市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	64
議案第36号	可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	66

議案第 1 号

令和 4 年度可児市一般会計予算について

令和 4 年度可児市一般会計予算を別冊のとおり定める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 2 号

令和 4 年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について

令和 4 年度可児市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 3 号

令和 4 年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について

令和 4 年度可児市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 4 号

令和 4 年度可児市介護保険特別会計予算について

令和 4 年度可児市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 5 号

令和 4 年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について

令和 4 年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 4 年 2 月 25 日 提出

可児市長 富田 成輝

議案第 6 号

令和 4 年度可児市農業集落排水事業特別会計予算について

令和 4 年度可児市農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 4 年 2 月 25 日 提出

可児市長 富田 成輝

議案第 7 号

令和 4 年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計予算
について

令和 4 年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計予算を別冊のと
おり定める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 8 号

令和 4 年度可児市土田財産区特別会計予算について

令和 4 年度可児市土田財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 9 号

令和 4 年度可児市北姫財産区特別会計予算について

令和 4 年度可児市北姫財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

可児市長 富田 成輝

議案第10号

令和 4 年度可児市平牧財産区特別会計予算について

令和 4 年度可児市平牧財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

可児市長 富田 成輝

議案第11号

令和4年度可児市二野財産区特別会計予算について

令和4年度可児市二野財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第12号

令和4年度可児市大森財産区特別会計予算について

令和4年度可児市大森財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第13号

令和4年度可児市水道事業会計予算について

令和4年度可児市水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第14号

令和4年度可児市下水道事業会計予算について

令和4年度可児市下水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第15号

令和3年度可児市一般会計補正予算（第8号）について

令和3年度可児市一般会計補正予算（第8号）を別冊のとおり定める。

令和4年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第16号

令和3年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

令和3年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和4年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第17号

令和3年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について

令和3年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和4年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第18号

令和3年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第2号）について

令和3年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和4年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第19号

令和3年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）について

令和3年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和4年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第20号

可児市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

可児市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程その他の規程を含む。以下同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき、県の条例により本市が処理することとされた事務について規定する県の条例及び規則をいう。

(2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 市長（可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和51年可児町条例第6号）第3条第2項に規定する管理者を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会若しくは議会又はこれらに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であって法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。）及び条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの

ウ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき市の機関等以外の者を經由して行われる申請等における当該市の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける市の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき市の機関等以外の者を經由して行う処分通知等における当該市の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う市の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。
（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該

署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の規定により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から

第4項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報システムの整備)

第9条 市の機関等は、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うため、情報シス

テムを整備するものとする。

2 市の機関等は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 市の機関等は、情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めるものとする。

（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）

第10条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第21号

可児市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

可児市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市個人情報保護条例の一部を改正する条例

可児市個人情報保護条例（平成11年可児市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) （略） (5) 事業者 法人（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）</u>、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）その他の団体及び事業を営む個人をいう。 (6)～(10) （略）	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) （略） (5) 事業者 法人（国、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）</u>、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）その他の団体及び事業を営む個人をいう。 (6)～(10) （略）

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第22号

可児市議会議員及び可児市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市議会議員及び可児市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市議会議員及び可児市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

可児市議会議員及び可児市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成7年可児市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（趣旨） 第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項及び第143条第15項の規定に基づき、可児市議会議員及び可児市長の選挙における法第141条第1項第1号の自動車（以下「自動車」という。）の使用及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。 （自動車の使用及びポスターの作成の公費負担） 第2条 可児市議会議員及び可児市長の選挙における候補者（以下「候補者」とい	（趣旨） 第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、<u>第142条第11項</u>及び第143条第15項の規定に基づき、可児市議会議員及び可児市長の選挙における法第141条第1項第1号の自動車（以下「自動車」という。）の使用、<u>法第142条第1項第6号のビラ</u>（以下「ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。 （自動車の使用、<u>ビラの作成及びポスターの作成に係る公費負担の限度額</u>） 第2条 可児市議会議員及び可児市長の選挙における候補者（以下「候補者」とい

う。)は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の範囲内で、無料で、自動車を使用し、又はポスターを作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により可児市に帰属することとならない場合に限る。

(1) (略)

(2) ポスターを作成する場合 候補者1人について、1,434円にポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額

(契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める契約を締結し、可児市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) (略)

(自動車の使用の公費負担額等)

第4条 (略)

う。)は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の範囲内で、無料で自動車を使用し、ビラを作成し、又はポスターを作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により可児市に帰属することとならない場合に限る。

(1) (略)

(2) ビラを作成する場合 候補者1人について、7円51銭にビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める数を超える場合には、同号に定める数)を乗じて得た金額

(3) ポスターを作成する場合 候補者1人について、1,300円にポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額

(契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める契約を締結し、可児市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) ビラを作成する場合 ビラの作成を業とする者との間におけるビラの作成に関する有償契約

(3) (略)

(自動車を使用する場合の公費の支払)

第4条 (略)

(ビラを作成する場合の公費の支払)

(ポスターの作成の公費負担額等)

第5条 可児市は、候補者（第3条第2号の届出をした者に限る。）が同号の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、1,434円を超える場合には、1,434円）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成

第5条 可児市は、候補者（第3条第2号の届出をした者に限る。）が同号の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合は、その端数は、1円とする。）を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(ポスターを作成する場合の公費の支払)

第6条 可児市は、候補者（第3条第3号の届出をした者に限る。）が同号の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、1,300円を超える場合には、1,300円）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成

を業とする者に対し支払う。 (委任) <u>第6条</u> (略)	を業とする者に対し支払う。 (委任) <u>第7条</u> (略)
--	--

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第23号

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年可児市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（給与条例の適用除外等） 第9条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第21条第2項及び第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年可児市条例第14号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」とする。	（給与条例の適用除外等） 第9条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第21条第2項及び第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第21条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年可児市条例第14号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第24号

可児市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

可児市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
する。

令和4年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

可児市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年可児町条例第9号）の一部を
次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（減給の効果） 第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（可児市会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例（令和元年可児市条例第21号）<u>第8条</u>に規定する時間外勤務に係る報酬の額を除く。））の10分の1以下を減ずるものとする。	（減給の効果） 第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（可児市会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例（令和元年可児市条例第21号）<u>第9条</u>に規定する時間外勤務に係る報酬の額を除く。））の10分の1以下を減ずるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第25号

可児市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

可児市職員の育児休業等に関する条例（平成4年可児市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) （略） (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 <u>(7) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> <u>(4) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及</u>	（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) （略） (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 <u>(7) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及</u>

び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(7) (略)

イ及びウ (略)

(部分休業をすることができない職員)

第18条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市の規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認の取消事由)

第21条 (略)

び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(4) (略)

イ及びウ (略)

(部分休業をすることができない職員)

第18条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市の規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認の取消事由)

第21条 (略)

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第22条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければ

(規則への委任) <u>第22条</u> (略)	<u>ならない。</u> <u>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u> <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u> <u>第23条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</u> <u>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</u> <u>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u> (規則への委任) <u>第24条</u> (略)
--	--

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第26号

可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

可児市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和36年可児町条例第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（期末手当） 第4条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略）	（期末手当） 第4条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

議案第27号

可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和57年可児市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(報酬の額) 第2条 (略)	(報酬の額) 第2条 (略) <u>2 消防団に所属する特別職の職員が災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）に係る出動、警戒に係る出動、又はその他の出動をしたときは、別表第2に定める額を出動報酬として支給する。</u>
(重複給与の禁止) 第3条 (略)	(重複給与の禁止) 第3条 (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要であると認める場合は、報酬を支給することができる。</u>
(費用弁償) 第4条 (略)	(費用弁償) 第4条 (略)

2 消防団に所属する特別職の職員が災害に係る出動又はその他の出動をしたときは、別表第2に定める額を費用弁償として支給する。

3 前2項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する費用弁償については、一般職の職員の旅費の例による。

(報酬等の支給方法)

第5条 (略)

2 (略)

3 報酬及び費用弁償を支給する場合において、年額で定める報酬については、四半期に分割し、月額又は日額で定める報酬若しくは費用弁償については、複数の月分を合算して支給することができる。

別表第1 (第2条、第4条関係)

職区分	報酬	(略)
(略)		
投票所の投票管理者	日額 12,800円	
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300円	
投票所の投票立会人	日額 15,000円	
(略)		

備考 投票立会人が交替した場合は、表に定める日額のうち、それぞれ当該投票立会人の立ち会う時間による割合に応じて算出した額の報酬を支給する。

別表第2 (第4条関係)

区分	費用弁償
水火災その他の災害に出動したとき	1回につき1,800円
心身に著しい負担を与えると市長が特に認めた災害(以下「特定災害」という。)に出動したとき	1回につき5,000円
その他の出動をしたとき	1回につき1,500円

備考 水火災その他の災害又は特定災害

2 前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する費用弁償については、一般職の職員の旅費の例による。

(報酬等の支給方法)

第5条 (略)

2 (略)

3 報酬及び費用弁償を支給する場合において、年額で定める報酬については、四半期に分割し、月額、日額その他の年額以外の区分で定める報酬又は費用弁償については、複数の月分を合算して支給することができる。

別表第1 (第2条、第4条関係)

職区分	報酬	(略)
(略)		
投票所の投票管理者	日額 12,800円以内で事務従事した時間に相応した額	
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300円以内で事務従事した時間に相応した額	
投票所の投票立会人	日額 15,000円以内で事務従事した時間に相応した額	
(略)		

別表第2 (第2条関係)

区分	出動報酬
災害に出動したとき	2時間以下 1回につき2,000円 2時間を超え4時間以下 1回につき4,000円 4時間を超え8時間以下 1回につき8,000円
警戒に出動したとき	1回につき3,000円
その他の出動をしたとき	1回につき2,000円

備考 災害又は警戒に8時間を超えて出

に 8 時間を超えて出勤したときは、8 時間ごとに 1 回として計算し、残りの時間に 8 時間未満の端数（1 時間未満のものを除く。）が生じたときは、その端数は 8 時間として計算する。	動したときは、8 時間ごとに 1 回として計算し、残りの時間に 8 時間未満の端数（1 時間未満のものを除く。）が生じたときは、その端数は 8 時間として計算する。
---	--

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第28号

可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和42年可児町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略）	（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略）

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第5条第2項の規定にかかわら

ず、この規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

議案第29号

可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例

可児市職員の給与支給に関する条例（昭和42年可児町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（期末手当） 第21条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもののうち規則で定めるもの（第22条において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4 及び 5 （略）	（期末手当） 第21条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもののうち規則で定めるもの（第22条において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の100</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100を</u>」とあるのは「<u>100分の57.5を</u>」とする。 4 及び 5 （略）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の可児市職員の給与支給に関する条例（以下「新給与条例」という。）第21条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び可児市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年可児町条例第18号。以下「企業職員給与条例」という。）その他の規則において準用する場合を含む。）、可児市職員の給与支給に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第4項及び第5項若しくは第27条第1項から第3項まで若しくは第6項（企業職員給与条例その他の規則において準用する場合を含む。）又は可児市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年可児市条例第4号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例又は企業職員給与条例の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の区分ごとに、それぞれの当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
 - ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15
 - イ 新給与条例第21条第2項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。） 107.5分の15
 - (2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
 - ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10
 - イ 特定管理職員 62.5分の10

議案第30号

可児市会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

可児市会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和4年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例の一部を改正する
条例

可児市会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例（令和元年可児市条例第21
号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（給与その他の給付の種類） 第2条 会計年度任用職員の給与その他の給付は、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬、期末手当及び費用弁償とし、同項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当及び旅費とする。 （通勤手当） 第6条 （略）	（給与その他の給付の種類） 第2条 会計年度任用職員の給与その他の給付は、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬、期末手当及び費用弁償とし、同項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、通勤手当、<u>特殊勤務手当</u>、時間外勤務手当、期末手当及び旅費とする。 （通勤手当） 第6条 （略） <u>（特殊勤務に係る報酬）</u> <u>第7条 パートタイム会計年度任用職員が、可児市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和48年可児町条例第34号。以下「特殊勤務手当条例」という。）第1条</u>

(時間外勤務に係る報酬) <u>第7条</u> (略) (時間外勤務手当) <u>第8条</u> (略) (期末手当) <u>第9条</u> パートタイム会計年度任用職員 (週の所定労働時間が常勤職員の勤務時間の4分の3以上と定められている者に限る。)及びフルタイム会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者のうち、任用期間が6箇月以上あり<u>基準日前2箇月以上を引き続き勤務し、かつ、基準日前6箇月以内の期間において15日(年次有給休暇の日数を含む。)以上勤務した月が2箇月以上あり、特に勤務成績が良好と認められるものには、期末手当を支給することができ</u>る。 2 <u>前項の期末手当の額は、月額支給職員にあっては基準日現在において受けるべき第3条第1項に規定する報酬の額、時間額支給職員にあっては同項に規定する報酬の時間額に1日の所定労働時間を乗じて得た額、フルタイム会計年度任用職</u>	<u>第2項に規定する業務に従事した場合は、その勤務の特殊性に応じ、同条例の適用を受ける職員の例により特殊勤務手当に相当する報酬を支給する。</u> (特殊勤務手当) <u>第8条</u> フルタイム会計年度任用職員が、<u>特殊勤務手当条例第1条第2項に規定する業務に従事した場合は、その勤務の特殊性に応じ、同条例の適用を受ける職員の例により特殊勤務手当を支給する。</u> (時間外勤務に係る報酬) <u>第9条</u> (略) (時間外勤務手当) <u>第10条</u> (略) (期末手当) <u>第11条</u> パートタイム会計年度任用職員 (週の所定労働時間が常勤職員の勤務時間の4分の3以上と定められている者に限る。)及びフルタイム会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者のうち、任用期間が6箇月以上あり、基準日前6箇月以内の期間において15日(年次有給休暇の日数を含む。)以上勤務した月が2箇月以上<u>あるものには、期末手当を支給する。</u> 2 <u>期末手当の額については、給与条例第21条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「在職期間」とあるのは、「1箇月の勤務日数が15日以上の日数」と読み替えるものとする。</u>
---	---

<u>員にあっては基準日現在において受けるべき第4条第1項に規定する給料の額に、別表第3の左欄及び中欄の区分に応じて、それぞれ当該右欄に定める月数又は日数を乗じて得た額とする。</u> <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) (旅費に係る費用弁償) <u>第10条</u> (略) (旅費) <u>第11条</u> (略) (給与その他の給付の口座振替による支払) <u>第12条</u> (略) (勤務時間) <u>第13条</u> (略) (休憩時間) <u>第14条</u> (略)	<u>3</u> 前項において準用する給与条例第21条第2項の期末手当基礎額は、月額支給職員にあっては基準日現在において受けるべき第3条第1項に規定する報酬の額、時間額支給職員にあっては同項に規定する報酬の時間額に1日の所定労働時間を乗じて得た額に、別表第3の左欄に対応する1箇月の労働日数を乗じて得た額、フルタイム会計年度任用職員にあっては基準日現在において受けるべき第4条第1項に規定する給料の額とする。 <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> 給与条例第21条の2及び第21条の3の規定は、会計年度任用職員に支給する期末手当について準用する。 (旅費に係る費用弁償) <u>第12条</u> (略) (旅費) <u>第13条</u> (略) (給与その他の給付の口座振替による支払) <u>第14条</u> (略) (勤務時間) <u>第15条</u> (略) (休憩時間) <u>第16条</u> (略)
---	---

(休暇)

第15条 (略)

(委任)

第16条 (略)

別表第3 (第9条関係)

職員の種別	1箇月の勤務日数が15以上の月数	月数又は日数
月額支給職員 フルタイム会計年度任用職員	2箇月	0.3月
	3箇月	0.45月
	4箇月	0.6月
	5箇月	0.8月
	6箇月	1月
時間額支給職員	2箇月	6日
	3箇月	9日
	4箇月	12日
	5箇月	16日
	6箇月	20日

(休暇)

第17条 (略)

(委任)

第18条 (略)

別表第3 (第11条関係)

週の所定労働日数	1箇月の労働日数
5日	20日
4日	16日

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(令和7年3月31日までの間における期末手当に関する特例)

第2条 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における改正後の第11条第2項において準用する可児市職員の給与支給に関する条例（昭和42年可児町条例第15号。以下「給与条例」という。）第21条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の105」とする。

2 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における改正後の第11条第2項において準用する給与条例第21条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の110」とする。

3 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における改正後の第11条第2項において準用する給与条例第21条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の115」とする。

議案第31号

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

可児市国民健康保険税条例（昭和36年可児町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（国民健康保険の被保険者に係る所得割額） 第4条 （略）	（国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の所得割額） 第4条 （略）
（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額） 第5条 （略）	（国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額） 第5条 （略）
（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額） 第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属す	（国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額） 第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属す

る被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第8条の2及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第8条の2及び第23条において同じ。）以外の世帯 25,000円

(2)及び(3) (略)

（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）

第15条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第3条第1項の額（第23条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2～8 (略)

（国民健康保険税の減額）

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が

る被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第8条の2及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第8条の2及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 25,000円

(2)及び(3) (略)

（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）

第15条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第3条第1項の額（第23条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2～8 (略)

（国民健康保険税の減額）

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が

190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被

190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基

保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 17,640円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (7)～(9) (略) ウ～カ (略) (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 12,600円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (7)～(9) (略) ウ～カ (略) (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及	<u>基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 17,640円 イ 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (7)～(9) (略) ウ～カ (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 12,600円 イ 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (7)～(9) (略) ウ～カ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険
---	--

び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額

被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,040円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7)～(9) (略)

ウ～カ (略)

者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,040円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7)～(9) (略)

ウ～カ (略)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

次に挙げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例) 第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。以下同じ。）である場合における第4条及び前条の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2	ア <u>前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,780円</u> イ <u>前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,300円</u> ウ <u>前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,080円</u> エ <u>アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,600円</u> (2) <u>国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</u> <u>次に挙げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u> ア <u>前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 945円</u> イ <u>前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,575円</u> ウ <u>前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2,520円</u> エ <u>アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,150円</u> (特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例) 第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。以下同じ。）である場合における第4条及び前条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28
--	---

項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

付 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

第4条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第5条 世帯主又はその世帯に属する国民

条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

付 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

第4条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第5条 世帯主又はその世帯に属する国民

健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第6条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において

健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第6条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項にお

「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第8条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

いて「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第8条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第9条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第10条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び

第9条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第10条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあ

山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	るのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
第11条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 （特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）	第11条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 （特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）
第12条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及	第12条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及

び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第13条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16

び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第13条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及

条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第14条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額

び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第14条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用

の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第15条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条

利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第15条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に

約適用配当等の額」とする。	規定する条約適用配当等の額」とする。
---------------	--------------------

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の可児市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第32号

可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年可児市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
目次 第1章及び第2章 （略） 附則 （内容及び手続の説明及び同意） 第5条 （略） <u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条におい</u>	目次 第1章及び第2章 （略） <u>第3章 雑則（第62条）</u> 附則 （内容及び手続の説明及び同意） 第5条 （略）

て「電磁的方法」という。)により提供
することができる。この場合において、
当該特定教育・保育施設は、当該文書を
交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法の
うちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る
電子計算機と利用申込者の使用に係
る電子計算機とを接続する電気通信
回線を通じて送信し、受信者の使用
に係る電子計算機に備えられたファ
イルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る
電子計算機に備えられたファイルに
記録された前項に規定する重要事項
を電気通信回線を通じて利用申込者
の閲覧に供し、当該利用申込者の使
用に係る電子計算機に備えられたフ
ァイルに当該重要事項を記録する方
法（電磁的方法による提供を受ける
旨の承諾又は受けない旨の申出をす
る場合にあっては、特定教育・保育
施設の使用に係る電子計算機に備え
られたファイルにその旨を記録する
方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロム
その他これらに準ずる方法により一定
の事項を確実に記録しておくことがで
きる物をもって調製するファイルに前
項に規定する重要事項を記録したもの
を交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がフ
ァイルへの記録を出力することによる文
書を作成することができるものでなけれ
ばならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」
とは、特定教育・保育施設の使用に係る
電子計算機と利用申込者の使用に係る電
子計算機とを電気通信回線で接続した電

子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 (略)

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(記録の整備)

第61条 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 (略)

(記録の整備)

第61条 (略)

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第62条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等

（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係

る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に掲げる方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあ

	<u>るのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</u>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第33号

町名地番変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

町名地番変更に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

町名地番変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(可児市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 可児市児童館の設置及び管理に関する条例（平成27年可児市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後												
(名称及び位置) 第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。												
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>中央児童センター</td><td>可児市下恵土5076番地</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	名称	位置	中央児童センター	可児市下恵土5076番地	(略)		<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>中央児童センター</td><td>可児市下恵土一丁目100番地</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	名称	位置	中央児童センター	可児市下恵土一丁目100番地	(略)	
名称	位置												
中央児童センター	可児市下恵土5076番地												
(略)													
名称	位置												
中央児童センター	可児市下恵土一丁目100番地												
(略)													

(可児市子育て健康プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 可児市子育て健康プラザの設置及び管理に関する条例（平成29年可児市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後								
(名称及び位置) 第2条 プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。								
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>可児市子育て健康プラザ</td><td>可児市下恵土5076番地</td></tr></table>	名称	位置	可児市子育て健康プラザ	可児市下恵土5076番地	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>可児市子育て健康プラザ</td><td>可児市下恵土一丁目100番地</td></tr></table>	名称	位置	可児市子育て健康プラザ	可児市下恵土一丁目100番地
名称	位置								
可児市子育て健康プラザ	可児市下恵土5076番地								
名称	位置								
可児市子育て健康プラザ	可児市下恵土一丁目100番地								

(可児市市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 可児市市営駐車場の設置及び管理に関する条例（平成29年可児市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後												
（名称及び位置） 第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>可児市子育て健康プラザ 駐車場</td><td>可児市下恵土213番地 1</td></tr> <tr> <td>可児駅東駅前広場駐車場</td><td>可児市下恵土5071番地 3</td></tr> </table>	名称	位置	可児市子育て健康プラザ 駐車場	可児市下恵土213番地 1	可児駅東駅前広場駐車場	可児市下恵土5071番地 3	（名称及び位置） 第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>可児市子育て健康プラザ 駐車場</td><td>可児市下恵土一丁目66番地</td></tr> <tr> <td>可児駅東駅前広場駐車場</td><td>可児市下恵土一丁目122番地</td></tr> </table>	名称	位置	可児市子育て健康プラザ 駐車場	可児市下恵土一丁目66番地	可児駅東駅前広場駐車場	可児市下恵土一丁目122番地
名称	位置												
可児市子育て健康プラザ 駐車場	可児市下恵土213番地 1												
可児駅東駅前広場駐車場	可児市下恵土5071番地 3												
名称	位置												
可児市子育て健康プラザ 駐車場	可児市下恵土一丁目66番地												
可児駅東駅前広場駐車場	可児市下恵土一丁目122番地												

（可児市保健センター設置条例の一部改正）

第4条 可児市保健センター設置条例（昭和57年可児市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後								
（名称及び位置） 第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>可児市保健センター</td><td>可児市下恵土5076番地</td></tr> </table>	名称	位置	可児市保健センター	可児市下恵土5076番地	（名称及び位置） 第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>可児市保健センター</td><td>可児市下恵土一丁目100番地</td></tr> </table>	名称	位置	可児市保健センター	可児市下恵土一丁目100番地
名称	位置								
可児市保健センター	可児市下恵土5076番地								
名称	位置								
可児市保健センター	可児市下恵土一丁目100番地								

附 則

この条例は、可児都市計画事業可児駅東土地区画整理事業に係る換地処分公告があった日の翌日から施行する。

議案第34号

可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例

可児市市営住宅管理条例（昭和36年可児町条例第20号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（住宅入居の手続） 第9条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続きをしなければならない。 (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する市内に居住する<u>20歳以上</u>の者で、市長が適当と認める2人以上の連帯保証人の連署する住宅使用請書並びに住宅及びその付属定着物の保管証書を市長に提出すること。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、市外に居住する者を連帯保証人とすることができる。 (2) （略） 2～6 （略）	（住宅入居の手続） 第9条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続きをしなければならない。 (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する市内に居住する<u>成年</u>の者で、市長が適当と認める2人以上の連帯保証人の連署する住宅使用請書並びに住宅及びその付属定着物の保管証書を市長に提出すること。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、市外に居住する者を連帯保証人とすることができる。 (2) （略） 2～6 （略）

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第35号

可児市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

可児市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和4年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例

可児市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和57年可児市条例第28
号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（任命） 第3条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任命する。 (1) （略） (2) 年齢<u>20歳</u>以上の者 (3) （略） （服務規律） 第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災<u>その他</u>の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、	（任命） 第3条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任命する。 (1) （略） (2) 年齢<u>18歳</u>以上の者 (3) （略） （服務規律） 第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災<u>又は地震等</u>の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従

直ちに出動し、職務に従事しなければならない。	い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。
------------------------	--------------------------

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第36号

可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

可児市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年可児町条例第13号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
第3条 （略） 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 <u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りではない。</u>	第3条 （略） 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。